

平成30年9月定例会 建設常任委員会の主な質疑・質問等  
「8月以降の大雨及び台風による被害状況と対応について」集中審査の主な質疑・質問等

平成30年10月9日

発言者	発言要旨
松田委員	戸沢村蔵岡地区で起きた浸水被害は、排水ポンプが稼働しなかっただけでなく、48時間で300mmを超える想定外の降雨であったことも一因であるが、どのような状況だったのか。
参事(兼)河川課長	8月5日の大雨では、48時間で366mmとこれまでで最大の雨量を記録しており、統計的にも200年に1度の降雨であった。ハード整備を行う際は、想定しうる程度の降雨を設定して実施しているが、それをはるかに超える降雨であった。
松田委員	蔵岡地区では、今後どのような対応を考えているのか。
参事(兼)河川課長	住家を守るのが第一であり、地元と相談の上、田んぼに水を流すなどの整備手法も検討していきたい。
松田委員	西川町睦合地区で、山形自動車道の開通後に、自動車道からの排水が一つの沢に集まって流れるようになったことから、その沢が溢れ下流の宅地が浸水する被害が出ている。このことについて、責任の所在はどこにあるのか。
高速道路整備推進室長	<p>具体的な状況について確認できていないので、責任の所在について申し上げることはできない。</p> <p>状況把握のため、10月24日に地区の方々と、西村山地域振興局及び西川町役場で現地調査を行う予定と聞いている。その調査結果を確認し、県の対応について検討したい。</p>
松田委員	NEXCO東日本に問い合わせたところ、各自治体で対応すべきとのことであった。
高速道路整備推進室長	<p>通常、道路整備などを行う場合、道路排水等については、排水先の河川や水路管理者と協議し、計算上、排水の量に対して水路断面などが小さければ、大きなものに入れ替えるなど対応した上で、管理者に引き継ぐことになる。</p> <p>NEXCO東日本としても協議に基づき必要な対応を図っていると思われ、その上で、既に水路などは管理者に引き継いでいるとの認識からの発言ではないかと思う。</p>
石黒委員	8月の大雨による荒瀬川と国道344号の被害の状況はドローンでないと分からないものである。酒田市大蔵地内の国道344号では今回の8月の大雨以外でも過去に何度も越水の被害が発生している。国道344号は国道47号の代替の路線であり極めて重要な路線であり、今回の越水箇所について、国と道路の改良計画に係る協議等はしているのか。
道路保全課長	<p>国道344号については、緊急輸送道路に指定されており、緊急時の交通確保は非常に重要である。</p> <p>8月5日からの大雨で通行止めにした大蔵地内の箇所については、現在、道路の</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	改良計画はない。しかし、国より国土強靱化の関係で重要インフラの緊急点検の依頼があり、緊急輸送道路と孤立危険集落アクセス道路を中心に緊急点検を行っており、こういった箇所について、今後、対応を検討していく。
石黒委員	河川としては、荒瀬川の改修を検討していないのか。
参事(兼)河川課長	通常、河川改修を行う場合、河川整備基本方針を策定し、その後に河川整備計画を策定することになる。荒瀬川については、この度、日向川水系河川整備基本方針について、国から同意を得たところであり、今後、河川整備計画を策定することになる。なお、今回の大雨により被災した箇所については、部分的な改修を行うことで、その調査等にかかる予算を補正予算に計上しており、調査の結果を踏まえて、今後の対応方法を検討していきたい。
石黒委員	緊急輸送道路などで緊急点検していること及び河川側でも計画を作っていることがわかった。ぜひ、命を守る道路との観点に立って、ここだけでなく大事な道路を維持管理してほしい。
石黒委員	8月5日からの豪雨時に、田沢川ダムで緊急放流を実施したとの話を聞いたがどうか。
参事(兼)河川課長	田沢川ダムはゲートを有しない自然放流式のダムであり、ゲートによる緊急放流は実施していない。
石黒委員	河川脇の農道が河川の洗掘により崩れるといった事例があるが、農道を管理する市町村で直さなければならないのか。
参事(兼)河川課長	通常、河川の脇には1～3m程度の管理用通路を設けているので、河川のすぐ脇に農道があるのは稀なケースであると思われるが、河川区域内であれば河川管理者が対応することになる。
石黒委員	今回の場合は、農道の下部分を河川管理者が復旧を行い、その上に農林側が農道を整備することとなったが、河川の洗掘により農道が被災した場合、農林側で復旧すると所有者に負担金が生じてしまうことから、このような場合は河川側で対応することはできないのか。
参事(兼)河川課長	ケース・バイ・ケースであるが、農道が河川の堤防としての機能を有しているのであれば、河川の堤防として復旧は可能であると考えられる。
山科委員	8月閉会中委員会において、最上総合支庁への職員派遣は2人ということだったが、足りているのか。
管理課長	これまでの6週間で延べ12名を派遣した。10月からは災害査定が始まるため、9日以降、支援体制を増強し、一週間当たり5～9名を派遣することにしており、12月の査定終了までの9週間で、延べ60名を予定している。災害査定や設計書作成の支援を行う。

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	<p>災害査定が始まり、既に測量コンサルタントなどに発注し業務を行っていると思うが、民間の人手は足りているのか。発注の状況はどうか。</p>
整備推進監 (兼)次長	<p>測量コンサルタントの状況については、県と測量設計業協会、設計コンサルタント業協会で協定を結んでおり、基本的に当該協定に基づき災害現場の調査、測量を進めている。</p> <p>協定では、最上管内で災害が発生した場合には管内の測量設計会社に対応を依頼するが、足りない場合は県全域に広げている。今回は、最上管内では足りないことから、県内全域に広げたが、それでも不足したため、宮城県から3社程度応援が来て、全箇所に対応できたと聞いている。</p>
山科委員	<p>他地域や他県の業者については災害協定に基づいて、というのが前提だと思うが、この度の応援が実績として残ることで、将来にわたって他地域の業者が入り込むことは考えられるのか。</p>
整備推進監 (兼)次長	<p>災害限定での対応であるため、考えられない。</p>
山科委員	<p>最上総合支庁に対して県の技術者を延べ60名派遣するとのことだが、今後、他の地域でも同様の災害が発生した場合に迅速に対応するため、災害のレベルに応じた派遣のルールを作る必要があるのではないか。</p>
企画主幹	<p>今回の8月豪雨における最上総合支庁への職員の派遣対応については、県土整備部各課や他の総合支庁から、8月以降派遣を実施しており、先週まで2名の派遣を行い累計で8名、今週からは6名の派遣を行い累計で約20名程度の派遣を予定している。</p> <p>過去の派遣実績では、平成25年に発生した県南豪雨の際には、8月から9月までに3名を派遣した。また、26年に再度発生した県南豪雨の際には7月が4名、8～10月が6名、11月3名の技術系職員を派遣している。いずれも派遣要請に対しては、その要請に基づいてスムーズな人員確保が出来ている。</p> <p>この、技術系職員の派遣の対応について、被害の範囲や規模、あるいは発生時期、派遣する側、要請する側の人員の配置状況などにより被災対応の内容が異なることからマニュアル等にはよらず、迅速な状況把握に努め柔軟な対応を行っていきたい。</p>
山科委員	<p>被災地域からの要請を待たずに迅速に派遣するためには、ルールを作る必要があると考えるが、色々な考え方があると思うので、検討をお願いしたい。</p>
山科委員	<p>技術者が足りないということで、県職員のOBを活用した取組みがあると聞いているがどのような内容か。</p>
企画主幹	<p>県職員の技術職OBの活用については、山形県建設技術センターが実施主体となって、平成24年10月に「災害復旧支援エンジニア制度」が創設されている。この制度は、災害時に被災市町村からの要請に応じて、県の技術職OBが被災調査や災害復旧事務をサポートするものである。現在23名の技術職OBが登録されており、内訳は土木技術職OBが19名、農林技術職OBが4名となっている。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
山科委員	このOBの方々の派遣実績についてはどうか。
企画主幹	この制度に基づき、これまでに6市町に対し14名を派遣し、災害調査や復旧支援事務のサポートを実施している。
山科委員	今年の派遣状況はどうか。
企画主幹	今回の大雨に関しても本制度の利用を関係市町村へ周知しているところであるが、8月には尾花沢市、9月には庄内町にそれぞれ3名ずつ派遣している。
山科委員	<p>河道を確保しなければ、洪水により護岸等が壊れてしまうと考えられるが、今後、河道確保をどう進めていくのか。</p> <p>また、水利権について、その権限は国にあり、河川管理を県が行うことになっているが、県は管理だけを行い、水を自由に使えない状況をどう考えているか。</p>
参事(兼)河川課長	<p>河道の確保については、昨年度より、流下能力向上計画に基づき重点的に取り組んでおり、今回の大雨による被害等の状況を検証し、流下能力の強化に向けた新たな取組みについて検討していきたいと考えている。</p> <p>水利権については、使途が多様にわたるため、国が一元的に管理する必要があると考えている。</p>
山科委員	河道をしっかりと確保することが一番大事であり、そのうえで護岸等を整備していく必要があると考えている。予算を確保して、しっかりと対応してもらいたい。
参事(兼)河川課長	<p>今回の大雨による河川内の堆積土砂の状況について、新庄市の3河川と鮭川村の1河川の視察を行った結果、流下能力向上対策を行った箇所については浸水被害軽減の効果が確認できたことから、今後も限られた予算ではあるが、効率的な対応に努めたい。</p> <p>また、道路と同様に、重要インフラの緊急点検について国から調査依頼が来ている。その中で、河川における樹木繁茂・土砂堆積等の危険性に係る緊急点検も含まれていることから、対策が必要な箇所を計上して、国からの支援を受けられるよう対応していきたい。</p>
山科委員	一般質問において急傾斜地崩壊対策事業は保全人家が5戸以上であることが事業の対象であるが、今後、県として検討する旨の答弁があった。具体的にどのように進めていくのか、スケジュールも併せて説明してほしい。
砂防・災害対策課長	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律によると、防止工事は基本的には所有者等が対応することになるが、費用や技術的な面で所有者等が実施することが不適當な場合において、一定規模以上の箇所について県が実施することになっている。しかしながら過疎化が進展し、今後、保全人家5戸未満の地区が増えていくなかで、他県の対応状況などを調査するとともに、市町村の意見を聞き取るなどして、県としてどこまでできるのか考えていきたい。現在のところ期限は特に決めていない。
山科委員	この問題は早急に対応すべきと考えており、安心した生活を担保するには期限を

発 言 者	発 言 要 旨
砂防・災害対策課長	<p>決めて対応すべきと考えるがどうか。予備費の活用などによる予算確保も含めて、ルールによらない取扱いも必要でないのか。</p> <p>8月の災害では市町村が対応しきれていない状況にあったことから、実際に県でも対応したところがあった。既存制度によらない応急対応も必要と考える。</p>
田澤委員	<p>これまで県内で発生した内水被害の箇所は把握しているのか。また、県は水中ポンプの配備など、独自の対策を進めていくのか。</p>
参事(兼)河川課長	<p>県内での内水被害については、国の排水樋管のあるところで発生している事例が多い。排水作業は、国土交通省の県内河川国道事務所が所有する排水ポンプ車による排水がほとんどである。</p> <p>戸沢村蔵岡地区での浸水被害の発生時には、宮城や秋田の車両が派遣され排水作業を行っていたことから、県でもポンプ車の配備に向けた検討が必要と考えている。</p>
田澤委員	<p>今回の豪雨で最上町内では多くの災害が発生したが、赤倉温泉では災害が発生しなかった。これは現在建設している最上小国川流水型ダムの洪水調節機能が発揮されたと考えるがどうか。</p>
参事(兼)河川課長	<p>7月末でダム高41mに対し、31mまでコンクリートの打設が完了していたため、ある程度の洪水調節の効果があつたと考えられる。平成27年度に赤倉温泉において洪水被害が発生したが、その時に比べ、今回は最上小国川の水位が60cm程度低かった。</p>
田澤委員	<p>ダム建設反対の意見もあつたが、今回、洪水調節の効果があつたのであれば早期にダムを完成してほしい。</p>
参事(兼)河川課長	<p>現場が洪水により冠水したため、工期が厳しい状況となっている。</p>
田澤委員	<p>ダムの洪水調節機能を維持するため堆砂対策が必要と考えるがどうか。流木対策も含めて聞きたい。</p>
参事(兼)河川課長	<p>ダムは建設時にある程度の堆砂容量を見込み、洪水調節容量を確保している。またダム毎に堆砂測量を実施し、堆砂状況を確認している。県内に12箇所あるダムのうち月光川ダム、高坂ダムでは堆砂が進んでおり、現在上流に貯砂施設を整備中である。</p> <p>流木対策は、ダム上流に網場を設置し、流木を捕捉し撤去している。</p>
田澤委員	<p>8月の豪雨により流下能力向上計画については、前倒しすることが必要と考えられるがどうか。</p>
参事(兼)河川課長	<p>これまで流下能力向上計画の基本的な考え方としては、要配慮者利用施設に影響があるところや、洪水被害を受けやすい屈曲部、流木が引っかけやすい橋梁部等の3点を配慮すべき箇所としてきた。</p> <p>この度の豪雨を踏まえ、本川と合流する箇所として最上小国川の支川の大横川な</p>

発 言 者	発 言 要 旨
	ど、主要な道路が並行する箇所として国道 344 号と並行する荒瀬川など、さらには下流まで影響を及ぼす箇所として上流部に土砂がたまっている河川などが、配慮すべき新たな箇所として事業を実施する必要があると考えている。今後、進捗状況や事業計画の見直しなどにより、PDCAサイクルを着実に回していきたい。
今井委員	予算に計上されている国庫支出金と今後行われる災害査定の関係は。
管理課長	今後、個別案件ごと査定がなされるため、予算額は申請可能な最大額を計上している。
今井委員	査定により復旧事業費が変わるとのことか。
管理課長	査定された事業費で工事を発注することになる。
今井委員	災害復旧では、すぐやる必要があるものと、数箇月待てるものがあると思うが、すぐやる必要がある工事は発注しているのか。
管理課長	緊急のものは災害査定を待たずにやっており、既に相当程度、執行しているものがある。
今井委員	総合支庁管内の業者に発注する地域要件を設定する工事について、現在は5億円未満の建設工事まで引き上げられているが、今回の最上地域や庄内地域で発生したような大規模災害の場合は、総合支庁管内の業者だけでは対応できないのではないか。
建設企画課長	建設工事の場合、総合支庁管内とする地域要件を設定する工事は、平成 29 年 4 月に、従来の 8 千万円から 5 億円に引き上げられている。 競争性を確保するため、応札可能業者数が 20 者以上となる、20 者ルールを原則としているが、管内で不足している場合は地域を広げる対応をとっている。また、災害復旧工事等の場合は、総合支庁において審査会で審査した上で、実情に応じた取扱いができるよう弾力的に対応できることとしている。
今井委員	今般発生したような大雨等の状況下において、企業局ではどのような危機管理対応を行っているのか。
参事(兼)電気事業課長	企業局では、危機管理対策として電気事業や水道事業ごとに災害対応マニュアルを定めて対応している。一例として、電気事業では、河川から直接取水している流込み発電所において、大雨の際は施設に土砂が流入しないよう、あらかじめ発電所を停止させて施設を保全するなどを定めている。
加賀副委員長	災害査定に係る工事は何年で実施しなければならないのか。また、箇所ごとに緊急度が異なると思うが、どう進めていくのか。
砂防・災害対策課長	公共土木施設災害復旧事業は 3 年間で基本としており、繰越を含めると 4 年となる。予算については、復旧を急ぐ道路のほか、国庫負担率の関係により、市町村事業に対して優先的に配分していく。

発 言 者	発 言 要 旨
加賀副委員長	今回の災害復旧費の補正は当初予算並みの規模となっているが、県内業者だけで対応できるのか。
管理課長	ここ数年の補正予算の規模としては大きい。平成25年の置賜地域の水害対応の例と比べると、総額ではその時と同程度であり、県内業者で十分こなせるものと考えている。
加賀副委員長	河川流下能力向上計画を前倒しする取組みに加え、維持修繕事業などの維持管理で対応している部分もあり、今後、計画を拡大することが必要と考える。冒頭報告にあったようなドローンを活用した調査について、市町村管理河川等も含めた一括調査を行えないのか。
参事(兼)河川課長	河川の樹木繁茂・土砂堆積等の危険性等を緊急的に調査する国の重要インフラ点検については、今月中旬までの報告で市町村管理河川を含めたドローンによる調査は、間に合わない状況である。ドローンの活用については、県管理河川のみとなるが、コスト面を踏まえ、流下能力向上計画の見直しの中で進めていきたい。
加賀副委員長	河川流下能力向上計画については、積極的に取り組んでもらいたいと考えている。
県土整備部長	8月豪雨による浸水災害の発生状況等を検証しながら、流下能力の強化に向けた計画の見直しを進めていきたい。
加賀副委員長	急傾斜地における国土交通省の補助事業の活用について一般質問で答弁をしてももらったが、具体的にどのような内容なのか。
砂防・災害対策課長	激甚災害の指定を受けた市町村において、保全人家2戸以上の区域で発生したがけ崩れに対応した補助制度を設けている。これは、実施主体が市町村となっており、国から県を経由して市町村を補助するものである。
加賀副委員長	この制度をうまく活用することは当然として、県としてもがけ崩れ対策において他にどのような対応が可能か研究してほしい。 人が多く住んでいる箇所のみががけ崩れの補助事業の対象となる現状の制度は、過疎が進行するきっかけになり得るものであり、県土を守る観点からも中山間地域でのがけ崩れ対策は大事である。 今般の災害復旧に対する国の万全のバックアップをお願いすること及び激甚災害の指定が国庫補助の対象となるがけ崩れ対策の要件緩和等について国への意見書として提出してはどうか。
各委員	異議なし。